

○有田川町大学等連携事業支援補助金交付要綱

令和4年3月31日
告示第22号

(趣旨)

第1条 この要綱は、有田川町と連携・協働して地域の課題解決及び活性化を図ることを目的に町内で活動する大学等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、有田川町補助金等交付規則(平成18年有田川町規則第32号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、有田川町と連携協定書(以下「協定書」という)を締結している大学等に所属する、大学等の教員が指導するグループ(研究室、ゼミ等)で構成人数が3名以上のものであること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 前条に規定する協定書に記載されている事業
- (2) 大学等と有田川町が連携・協働で行う事業
- (3) その他町長が必要と認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 講師謝金や講師に係る交通費等
- (2) 電車、バス等の公共交通料金
- (3) バス等借上料
- (4) 有料道路通行料
- (5) 宿泊費(ただし、宿泊場所は有田川町内に限る)
- (6) 補助対象活動に係る傷害保険料
- (7) 活動に係る資料作成費
- (8) その他補助対象事業に要する経費で町長が必要と認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は前条各号に係る補助対象経費の2分の1を乗じて得た額(100円未満切り捨て)とし、20万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、有田川町大学等連携事業支援補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

(交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書

類等の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは有田川町大学等連携事業支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。この場合において、町長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認められるときは、条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第8条 補助金交付の決定を受けた申請者は、当該決定に係る事業(以下「補助事業」という。)の計画を変更しようとするとき、又は中止しようとするときは、有田川町大学等連携事業支援補助金事業変更・中止承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金交付の決定を受けた申請者は、補助事業を完了したときは、速やかに有田川町大学等連携事業支援補助金事業実績報告書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書等の内容を精査し、適当と認めた時は、有田川町大学等連携事業支援補助金確定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の通知を受けた申請者は、すみやかに有田川町大学等連携事業支援補助金交付請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認められるときは、概算払いをすることができる。

3 申請者は、前項の規定により補助金等の概算払いを受けようとするときは、補助金(概算払)請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金を交付目的以外の目的に使用したとき

(2) 補助金交付の条件に違反したとき

(3) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。